

第2回阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会

開催日時	令和5年4月18日(火) 午後6時30分～午後7時40分
会議場所	阪南市役所庁舎別棟2階 第3・4会議室
出席者	委員長 森下 寛治郎(スポーツの推進に関する見識のある者) 副委員長 野村 正昭(社会教育に関する見識のある者) 委員 池田 拓人(学識経験を有する者) 委員 出口 暢尚(学識経験を有する者) 委員 神野 真人(スポーツの推進に関する見識のある者) 委員 宮崎 隆宏(スポーツの推進に関する見識のある者) 委員 伊瀬 徹(教育委員会事務局職員) 委員 丹野 恒(教育委員会事務局職員)
事務局	生涯学習推進室長 矢島 建 生涯学習推進室参事 中出 篤 生涯学習推進室長代理 岡田 一 生涯学習推進室主事 甘庶 弘之

第2回阪南市社会体育施設指定管理者選定委員会会議録

- 事務局 <開会>
<出欠状況と会議の成立報告>
<追加資料の配布、配布資料の確認>
- 委員長 **【案件1】指定管理者の選定基準について**
案件1について、事務局の説明を求める。
- 事務局 <資料1に基づいて説明する>
- A委員 資料1裏面の「指定管理者評価項目」の「④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること」における「各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）」と「市の各施策（スポーツを通じた健康増進・障がい者の社会参加の促進等）に対する協力の考え方」の配点が、前回の会議で示された「20点」から5点減じられて「15点」となっているが、この項目は非常に重要な項目であるため、配点を再考してもらいたい。
- 事務局 事務局としても、指摘のあった評価項目の重要性は認識している。そのため、資料1裏面の「指定管理者評価項目」のとおり、「④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること」の配点を他の選定基準よりも大きくしている。今回の事務局からの提案は、前回の会議において、「施設の現状を踏まえた利用促進の提案」の配点について、各施設の利用者数に応じて配点に差を設けるべきではないかと指摘されたことを踏まえ、「総合体育館」の配点を「10点」から「20点」に改めたことに伴うものであるので理解してもらいたい。
- 委員長 資料1表面の「3. 上記の総合点で判断する。」に、「②最高点と最低点で同点が発生した場合、同点となった委員の各選定基準の平均点を算出して6名分の合計点とする。」とあるが、ここでの「各選定基準」とは「指定管理者評価項目」の「選定基準」のことであるのか。
- 事務局 指摘の通りである。
- B委員 資料1表面の「2. 評価項目の評価点は、下記の評価基準の通りとする。」には、「A. 特に優れている 配点×1.0」、「B. 優れている 配点×0.7」、「C. 普通 配点×0.5」、「D. やや劣っている 配点×0.3」、「E. 劣っている 配点×0.1」、「F. かなり劣っている 配点×0」の6つの評価基準があるが、例えば10点の配点の評価項目であれば、10点、7点、5点、3点、1点、0点以外の評価点は算出されないという認識でいいのか。
- 事務局 指摘の通りである。

委員長 案件1のうち、資料1裏面の「指定管理者評価項目」については、案件2で引き続き議論することとする。

【案件2】募集要項（案）、業務仕様書（案）及び応募様式等について

委員長 案件2について、事務局の説明を求める。

事務局 <資料2、資料3、資料5、資料6に基づいて説明する>

C委員 資料2の8ページの「指定管理者評価項目別配点」において、案件1でA委員から指摘のあった部分の点数について、市立テニスコートは他の施設に比べて利用者数がかなり少ないため、「④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること」の「施設の現状を踏まえた利用促進の提案」における「市立テニスコート」の配点を5点にして「各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）」を20点に戻すという配点にしてはどうか。

D委員 案件1のA委員の指摘に対する事務局の説明も説明も理解できるが、C委員が提案してくれたように「市立テニスコート」の点数を減じて調整した方がいいのではないか。

事務局 各委員の意見を踏まえ、「④施設の効用を最大限発揮し、地域スポーツの振興が図られること」の「施設の現状を踏まえた利用促進の提案」における「市立テニスコート」の配点を10点から5点に減じ、「各施設の利用・活用の考え方（まちづくりや地域の賑い創出など地域の活性化に結びつく事業企画・展開をふまえて）」を15点から20点に改めることを提案する。

委員一同 異議なし。

E委員 阪南市社会体育施設の指定管理は、年間5,000万円以上の予算を投入する大きな事業であるため、それによって阪南市民が享受する利益も小さくなくてはならない。そのためにも、例えば、「一部事業を再委託する場合は、市内の事業者へ優先して委託する」、「物品を購入する際は市内の事業者から物品を購入する」といった具体的な条件を仕様書に記載した方がいいのではないか。

また、市のメッセージを具体的に募集要項に記載することで、応募事業者からそれに沿った提案が出てくるのではないか。

事務局 市役所内部でもE委員に指摘いただいた内容と同じような指摘を受けたが、現指定管理者の決算状況が非常に厳しい状況であるため、様々な制約を課してしまうと、それが指定管理者の負担となって思い切った提案がなくなり、かえって期待するような成果を得にくくなるのではないかという懸念がある。そのため、仕様書には細かい指示等を記載せず、その代わりに、募集要項1ページの冒頭に「1 はじめに」を追加し、8ページの指定管理者評価項目別配点からも阪南市のメッセージを読み取れる内容にしている。

【案件3】今後のスケジュール等について

委員長

案件3について、事務局の説明を求める。

事務局

<資料4に基づいて説明する>

委員長

資料4に「応募申請受付（6/6～15）」とあるが、団体から応募申請があった場合、「第3回選定委員会【提案説明会】」までに各委員が応募書類の記載内容を確認できるよう、応募書類の速やかな提供を依頼する。

事務局

団体から応募申請があった場合、速やかに対応する。

【案件4】その他

委員長

案件4について、何か意見はあるか。

委員長

他に意見がないようなので、以上で閉会する。